

府中町議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、府中町議会議員(以下「議員」という。)の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって町民に信頼される民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、町民から厳粛な信託を受けた町民全体の代表者であることを自覚し、自らの行動を厳しく律し、政治倫理及び人格の向上に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑が持たれたときは、真摯かつ誠実に疑惑について説明しなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 町民全体の代表者としてその品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むとともに、その職務に関し町民の疑惑を招くおそれのある行為をしないこと。

(2) 職務の公正を疑われるような金品を授受しないこと。

(3) 町が行う許可、認可及び請負その他の契約に関し、特定の業者を推薦又は紹介する等、有利となる働きかけをしないこと。

(4) 職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(5) 職員の採用、昇任又は人事異動に関して推薦又は紹介をしないこと。

(6) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないものとし、議員の後援団体についても同様とする。

(審査の請求)

第4条 議員について前条の規定に違反する疑いがあると認められるときは、町民にあっては地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項に規定する選挙権を有する者の50分の1以上の者の連署をもって、議員にあっては5人以上の連署をもって、当該違反を疑うに足る事実を証する資料を添えて、議長に対し、審査の請求(以下「審査請求」という。)をすることができる。

(政治倫理審査会の設置)

第5条 議長は、前条に規定する審査請求があったときは、これを審査するため、府中町議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の委員は、議会運営委員会委員をもって充てる。ただし、審査請求された議員(以下「対象議員」という。)は、委員になることができない。

3 委員の任期は、議長に対し当該事案の審査結果を報告したときまでとする。

4 審査会に委員長及び副委員長1人を置き、審査会において互選する。

5 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の運営)

第6条 審査会は、委員長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、政治倫理基準違反の認定及び措置の決定については、出席委員の3分の2以上の同意を要する。

4 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、対象議員、審査請求をした者、識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。

5 審査会は、審査に当たり、対象議員が審査会に出席し、又は書面を提出して、審査に係る事項について説明を行う機会を設けなければならない。

6 審査会は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の者の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(議員の協力義務)

第7条 対象議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して意見を述べなければならない。

(審査結果の報告等)

第8条 審査会は、審査を終えたときは、その審査結果を議長に報告するものとする。この場合において、審査会は、対象議員に政治倫理基準に違反すると認められる事実があるときは、必要と認める措置を勧告するものとする。

2 議長は、前項の報告を受けたときは、審査請求をした者の代表者及び対象議員に、審査結果を通知するとともに、その概要を議会広報等で公表するものとする。

3 第1項の規定によるほか、審査会は、議長から請求があったときは、議長に審査に関する報告をするものとする。

(審査結果の措置)

第9条 議長は、審査会の報告を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の品位と名誉を守り、町民の信頼を回復するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) この条例の規定を厳守させるため警告を発すること。

(2) 議会の役職の辞任を勧告すること。

(3) 議会の会議等への出席の自粛を勧告すること。

(4) 議員の辞職を勧告すること。

(5) その他議長が必要と求める措置

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(令和元年9月20日条例第17号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。